

## アンケートの集計（平成 30 年度）

## 0 アンケート回答状況（単位:件、%）

校種区分	契約者数 (施設数)	回答数	回答率
保育所	284	174	61.3
認定こども園	71	51	71.8
幼稚園	79	61	77.2
小学校	315	252	80.0
中学校	163	135	82.8
高等学校	79	68	86.1
特別支援学校	15	13	86.7
計	1,006	754	75.0

- (注) 1 令和元年 6 月 7 日までに回答があった分である。  
 2 義務教育学校は中学校に、高等専門学校は高等学校に含めて集計している。(以下、同じ。)  
 3 契約者数は、平成 31 年 3 月 31 日現在の数である。

## 1 共済制度加入意思の確認について

(単位:件)

校種区分	回答数	加入意思の確認		確認方法			確認時期（頻度）		
		確認	未確認	文書	申出	その他	毎年	1回	その他
保育所	174	153	20	82	51	1	65	100	-
認定こども園	51	44	7	24	12	8	15	33	1
幼稚園	61	57	4	29	12	17	18	41	1
小学校	252	194	58	36	54	109	38	192	16
中学校	135	79	54	18	29	36	16	104	9
高等学校	68	62	6	54	6	4	1	63	2
特別支援学校	13	8	5	7	-	1	1	11	-
計	754	597	154	250	164	176	154	544	29

(注) 未回答の項目もあるので、回答数が一致しないところがある。

## 《集計結果について》

- ア 共済制度への加入意思の確認は約 8 割が確認しているが、2 割は確認していない（全員加入することを前提としている）。
- イ 加入意思の確認方法は文書による確認が 250 校（園）（約 33%）であった。文書ではなく保護者からの申出によるものが 164 校（園）で、確認方法の「その他」の 176 校（園）の大半は、入園（入学）時説明会や P T A 総会時等に説明をしているものであった。文書（リーフレット）の配付や共済制度の説明を行い、加入を希望しない場合に申し出るなどの方法で確認している契約者（学校等）が相当数に上るものと思われる。
- ウ 確認時期（頻度）は、毎年（全児童生徒等の保護者から）確認しているのが 154 校（園）（約 20%）で、544 校（園）（約 72%）の学校（園）は入学（園）時に確認するのみの取扱になっている。この取扱（年 1 回の確認）は、児童生徒等の年齢が上がるにつれて多くなっており、保育園、認定こども園及び幼稚園での年 1 回の確認は 61%であるのに対し、小学校は 192 校（約 76%）、中学校は 104 校（約 77%）、高等学校にあっては 63 校（約 93%）に及んでいる。

## 2 リーフレットの印刷配付について

(単位:件)

校種区分	回答数	活用状況				配付に対する考え			
		全児童生徒の保護者に配布	新入(園)生の保護者のみ	リーフレットは利用しない	その他	これまでどおり(全保護者分配付)	新入(園)生の保護者分のみ	配付不要(パソコンから出力)	その他
保育所	174	166	4	3	1	109	29	22	3
認定こども園	51	46	4	1	-	28	13	8	-
幼稚園	61	56	4	1	-	38	8	10	-
小学校	252	245	3	-	4	161	31	33	2
中学校	135	127	4	1	-	70	38	12	2
高等学校	68	41	18	3	6	10	23	31	2
特別支援学校	13	12	1	-	-	4	2	7	-
計	754	693	38	9	11	420	144	123	9

(※) 未回答の項目もあるので、回答数が一致しないところがある。

### 《集計結果について》

ア 回答あった大半の学校(園)が全保護者に配布している。(前記1の加入意思の確認では入学(園)時のみのところが多かったが、リーフレットは全ての保護者に配布している。)

イ リーフレットの印刷配付について、半数以上の420校(園)がこれまでどおり全保護者分の配付を希望しているが、約2割が新入(園)生の保護者分みの配付で構わないとし、約2割がパソコンから出力等するので印刷配付は不要との考えもあった。⇒当面、これまでどおり、全保護者分を印刷し、送付することとする。

## 3 掛金受領書の発行について

(単位:件)

校種区分	回答数	確認方法		
		現状どおり	発行不要	その他
保育所	174	64	94	2
認定こども園	51	17	31	-
幼稚園	61	21	34	2
小学校	252	80	136	8
中学校	135	40	82	1
高等学校	68	19	47	1
特別支援学校	13	4	8	-
計	754	245	432	14

(※) 未回答の項目もあるので、回答数が一致しないところがある。

### 《集計結果について》

ア 245校(園)(約32%)が現状どおりを希望するが、半数以上の432校(園)(約57%)が、銀行が発行する振込金受領書があるので、当会が発行する受領書は不要であるとの回答であった。

イ なお、「その他」の14校(園)は、「どちらでも良い」などであった。

ウ このことを踏まえ、また、各契約者には銀行の振込み書の控えが残ることから、当会の掛金受領書は、希望する者のみ発行することとする。

4 要保護・準要保護について（小中学校・義務教育学校・特別支援学校のみ）（単位:件）

校種区分	回答数	様式2の改正について			掛金減免措置に対する意見			
		記入し やすい	記入し にくい	変わら ず	継続	廃止	準要保 護のみ	その他
小学校	252	130	32	87	208	10	22	6
中学校	135	62	21	47	112	5	10	5
特別支援学校	13	6	-	6	9	2	-	-
計	400	198	53	140	329	17	32	11

(※) 未回答の項目もあるので、回答数が一致しないところがある。

《集計結果について》

ア 要保護・準要保護者の掛金は半額に減免としていることについて、回答があった学校の大半（約8割）が現状どおりの取扱をすべきとの意見であった。

イ 減免措置を廃止すべきとの意見は17校（約4%）、準要保護についてのみ廃止すべきとの意見は32校（8%）であった。

5 その他（質問、意見等）

(1) 制度全般、ホームページ、リーフレットなど

質問・意見等	回答（対応方針等）
<ul style="list-style-type: none"> <li>事務の手引き（マニュアル）が欲しい。</li> <li>留意事項等を記載した要項等が欲しい。</li> <li>記入例があると良い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後「事務処理マニュアル」を作成し、ホームページ等へ掲載していきます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>（スポーツ振興センターのように）オンラインによる請求ができるようにして欲しい。</li> <li>過去の情報をデータベース化して欲しい。</li> <li>システム入力や過去の履歴を検索できるようにして欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン化やデータベース化には莫大な経費が予想され、困難であると考えていますが、より利用し易いシステムとなるよう随時検討していきます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>様式をホームページに掲載して欲しい。</li> <li>リーフレットをホームページに掲載して欲しい。</li> <li>ホームページの充実を。（処理手続きなど）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>様式、リーフレットともこれまでと同様にホームページに掲載していきます。</li> <li>また、制度の改正など、新たな情報も速やかに掲載していきます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の理解のためリーフレットは必要</li> <li>リーフレットの作成は早めにして欲しい（・リーフレットをホームページに掲載して欲しい。）</li> <li>リーフレットと契約手続文書は別便で送って欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リーフレットは、当分の間、これまでと同様に全保護者分を送付します。</li> <li>送付方法については、経費節減の観点から、一緒の送付となることに御理解願います。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>共済金の請求がないので、事業の継続について検討が必要ではないか。</li> <li>共済制度は本当に必要か。</li> <li>スポーツ振興センターが充実しているので、互助会は廃止しても良いのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>互助の精神での制度となっています。掛金及び共済金については随時検討し、妥当な内容となるよう努めていきます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>返信用の封筒が欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな費用が発生することではありますが、検討したいと思います。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>整骨院の通院共済金が、医院（整形外科）へ通院している者より多くなるのは如何か。</li> <li>整骨院は通院日数が多くなる傾向があるので、通院給付金の支給基準を見直しては如何か。</li> <li>整骨院の通院給付金の見直しをして欲しい。（医院等と同じはおかしい。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当会の通院共済金は、医療費に対する給付ではなく、通院のための経費（バス代など）に着目したものとなっていますので、御理解願います。</li> </ul>

◆そのほか、次のようなご意見をいただいています。様々な角度から検討し、必要に応じて改善を図っていきたいと思います。

- ・様式を頻繁に変えないで欲しい。
- ・事務処理の方法が毎年変わって、煩雑だ。
- ・通院共済金の支給基準を10日以上通院としてはどうか。
- ・通院1日でも支給対象にして欲しい。
- ・通院共済金を廃止し、入院共済金のみとし、入院1日以上から支給することとしてはどうか。

## (2) 契約、加入手続き、共済掛金について

質問・意見等	回答（対応方針等）
・スポーツ振興センターの申込みと一緒にできないか。(スポーツ振興センター申込みで、自動的に互助会の申込みとなる取扱)	・それぞれの法律により運営しており、現時点では困難と考えております。より利用し易いシステムとなるよう改善等に努めていきたいと思いますので、御理解願います。
・同意書の様式があると良い。 ・リーフレットに同意書がついていれば助かる。	・「事務の手引き」の作成の際、検討します。 なお、学校（市町村）によっては、スポーツ振興センターの同意書と一括で処理（確認）しているところもあるようです。 ・リーフレットへの「同意書」の記載については、学校等によっては、入学（園）者全員を加入させるところもあり、学校等の取扱に混乱を生じさせる恐れがあることから困難と考えています。
・（以前のように）5月1日で人数（被共済者数）を把握して欲しい。	・当会では5月1日を基準日とした取扱をしたことはありません。5月末までに被共済者数の報告をいただくこととなっています。
・全員加入の場合、被共済者名簿は省略できないか。 ・名簿の提出を止め、人数の報告のみにはできないか。	・全員加入の場合、被共済者名簿の提出を省略できることとします。
・加入申込書のFAXまたはメールでの提出を認めて欲しい。	・加入申込書は加入の意思を確認する書類となるものですが、検討してみます。
・メールアドレスは毎回記入しなくてもよいのではないか。(毎年変更するものではないので、登録すればよいのではないか。)	・担当者のメールアドレスとしている契約者もありますので、御理解、御協力願います。
・途中加入者の共済期間を掛金振込日として欲しい。 ・途中加入者の共済期間を入所月に完了すれば良いという方式にして欲しい。	・途中加入者については、入所（在学）日から30日以内に掛金を振り込めば、入所（在学）日を共済期間の始期とする取扱とします。
・途中の入所退所の処理の簡略化 ・転入届をメールでの提出を認めて欲しい。(FAXで提出を可に)	・被共済者を特定する書類となるものですので、御理解願います。
・振込書に色々と記入しなくてもよい様式にして欲しい。	・次回の印刷（作成）時に検討します。

◆そのほか、次のようなご意見をいただいています。様々な角度から検討し、必要に応じて改善を図っていきたいと思います。

- ・人数確認後に（互助会から）掛金を請求してもらえると助かる。
- ・振込先金融機関を増やして欲しい。(ゆうちょ銀行からの振込みもできるようにして欲しい。)
- ・掛金の納入期限を6月末にして欲しい。
- ・途中入会者（加入者）の掛金をスポーツ振興センターと同じ方法（翌年払い）にして欲しい。

### (3) 共済金の請求について

質問・意見等	回答（対応方針等）
・請求にあたり振込先口座の通帳写しの添付を不要にして欲しい。	・通帳の写しの添付は廃止します。
・医療等の状況を、生徒ごと、月ごとにコピーして添付するのは大変なので、簡略化して欲しい。 ・請求時の書類が多く煩雑だ。（災害報告書と医療費支払通知書だけで良いのではないか。） ・医療等の状況は、請求書に記載しているので、添付しなくても良いのではないか。	・事務負担の軽減、使い易いシステムといった観点から引き続き検討します。
・請求にあたりスポーツ振興センターの写しの添付を省略して欲しい。	・当会の共済金は原則としてスポーツ振興センターの決定後に支給していることから、決定通知書の写しは必要となります。
・生徒名義の口座でも共済金の受取を可能にして欲しい。	・事務負担の軽減、使い易いシステムといった観点から引き続き検討します。
・在学中の受診分はその学校で手続きをして欲しい。 ・スポーツ振興センターと同様に、在学中の受診分を処理してから進学先の学校に引き継ぐ方式にして欲しい。 ・中学校時の障害は卒業後もその中学校で処理することとして欲しい。	・当会の共済金は、スポーツ振興センターの見舞金の支給決定があつて初めて請求することができる仕組みであることから現在の取扱いとなっていますが、事務負担の軽減、利用し易いシステムの構築といった観点から検討してみたいと思います。
・請求書の生徒の住所（欄）は不要ではないか。	・検討します。
・2回目以降の請求で、災害報告書等の添付を省略して欲しい。	・2回目以降の請求では、「災害報告書」の添付は不要です。

◆そのほか、次のようなご意見をいただいています。法人運営の参考とさせていただきます。

- ・入院共済金と通院共済金の請求書を1枚にしてはどうか。（様式の簡素化）
- ・中学から高校への引継ぎの書類の様式が欲しい。

### (4) 要保護・準要保護の取扱について

質問・意見等	回答（対応方針等）
・減免者には集金後に返金する仕組みなので、市町村教育委員会から返金してもらうシステムにして欲しい。 ・一度集金し、後日精算している。	・減額措置となる方（予定者を含む。）の共済掛金の納入については、5月末までの納入が困難な場合、その旨（様式2で）報告いただくことで、後日納入できる仕組みとなっておりますので、その取扱いを利用させていただきたいと思います。なお、市町村教育委員会によっては、当会の共済掛金を負担していないところもあり、県内一律の仕組みとすることは困難な状況ですので御理解願います。
・準要保護で認定されなかった場合の取扱いが面倒である。	・認定結果について、申請者全員分が出そろったならば当会に報告していただきます。その報告に基づき、一括して掛金を納入していただければと思います。面倒をお掛けしますが、対応方願います。

◆なお、次のようなご意見をいただいています。今後の法人運営の参考とさせていただきます。

- ・県PTA連合会のように、要保護だけの減免で良いのではないか。
- ・減免措置がなくなると加入しない人が現れることも考えられる。
- ・特例措置の廃止を希望する。